

各務原市水道事業優良工事表彰要綱

(平成27年4月24日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、各務原市水道事業が発注した上水道の導水管、送水管又は配水管の工事（以下「工事」という。）のうち、特に優良な工事を施工した事業者を表彰することにより、事業者の施工意欲の喚起を図り、もって工事の品質向上に寄与することを目的とする。

(表彰基準)

第2条 表彰の対象となる工事（以下「表彰対象工事」という。）は、表彰する年度の前年度に完成した工事のうち請負金額が1,000万円を超える工事で、各務原市建設工事成績評定要領（平成25年3月25日決裁）に規定する評定点（以下「評定点」という。）が83点以上のものとする。

2 表彰の対象となる事業者（以下「表彰対象事業者」という。）は、表彰対象工事を施工した事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に本店がある事業者

(2) 前年度に完成した工事のうち請負金額が300万円を超えるものが3件以上あり、かつ、それらの評定点の平均が当該年度に完成した全事業者の工事の評定点の平均以上である事業者

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、表彰の対象としない。

(1) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）に規定する資格停止（以下「資格停止」という。）を受けた日から2年を経過していない事業者

(2) 前年度に完成した工事において、法令違反、安全管理上の義務違反その他の表彰するにふさわしくない行為があった事業者

(報告)

第3条 工事を所管する課の長は、表彰対象工事及び表彰対象事業者について、次条に規定する選定委員会に報告するものとする。

(選定委員会)

第4条 表彰対象工事から特に優良な工事を選定するため、各務原市水道事業優良工事選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 水道部長
- (2) 水道事業を担当する水道部次長
- (3) 水道部水道総務課長
- (4) 水道部水道施設課長
(委員長)

第5条 選定委員会に委員長を置き、水道部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員全員が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員全員の合意に基づき、これを決する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(選定等)

第7条 選定委員会は、第3条の規定による報告があつた表彰対象工事から特に優良な工事を選定するものとする。

- 2 委員長は、選定した工事及び当該工事を施工した事業者を市長（水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

(決定等)

第8条 市長は、前条第2項の報告に基づき、表彰する工事及び事業者を決定し、当該事業者に賞状を授与するものとする。

- 2 表彰を受ける事業者が、表彰の決定から表彰の日までの間に資格停止又は法令違反による行政処分を受けた場合は、表彰の決定を取り消す。

(指名業者審査委員会への報告)

第9条 市長は、表彰した事業者を各務原市指名業者審査委員会規程（昭和62年訓令第2号）第1条に規定する各務原市指名業者審査委員会に報告するものとする。

(事務局)

第10条 選定委員会の事務局は、水道部水道総務課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成27年度に完成した工事から適用する。

附 則 (平成30年3月30日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。